

**縣市連携による飲食店の感染防止対策認証モデル事業を開始します！**  
～感染症対策に取り組む飲食店を支援します～

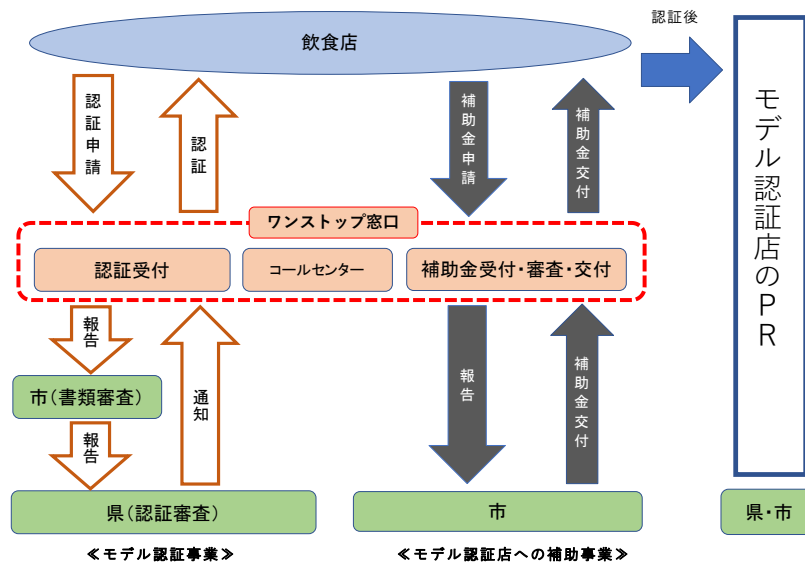
千葉市では、千葉県と連携し、業種別ガイドラインよりも厳しい対策を求める「千葉県飲食店感染防止対策認証」のモデル事業を開始します。

モデル事業の実施にあたり、千葉市は、認証を取得しようとする飲食店を対象として、認証に必要なとなる設備の整備等への補助を行いますので、お知らせします。

## 1 モデル事業の概要

県と市は連携して認証基準に基づく認証を行い、市は認証に必要なとなる設備の整備等への補助を行います。

【フロー図】



## 2 モデル認証事業

### (1) 対象

千葉市内の飲食店（テイクアウト・デリバリー型は除きます）

### (2) モデル認証基準

業種別ガイドラインや他県の事例よりも厳しい対策を求める基準としています。

厳しい基準項目（例）

- ・建築物衛生法の対象施設に限らず「二酸化炭素濃度の測定 1000ppm 以下」を必須項目とす
- ・①飲食時以外のマスク着用の声かけ、②利用者の氏名・連絡先の記録、③換気の回数や換気量等の図示、④テーブル・座間 1 m 以上かつパーテーション等の設置の 4 項目のうち、3 項目以上を必須項目とする。

### (3) 受付開始予定

令和3年5月27日（木）

(4) 認証手続き

飲食店からの申請に基づき、現地にて取組状況を確認し、認証された店舗について継続して対策状況の確認を行います。

(5) 今後の予定

県と協力し、全県における認証制度の実施に向け、認証基準や感染防止対策の支援など実効性の高い認証制度のあり方を検証します。

### 3 モデル認証店のPR

認証店について情報を共有し、県及び市ホームページへの掲載などにより、高いレベルの対策が講じられていることをPRします。

### 4 モデル認証店への補助事業（市事業）

(1) 補助対象者

次のア～カのいずれにも該当すること

ア 中小企業基本法で定める資本金5千万円以下又は常時使用する従業員の数が50人以下の中小企業者若しくは個人事業主であること

イ 食品衛生法第52条の規定による許可を受け事業を営んでいること

ウ 「千葉県飲食店感染防止対策認証制度モデル事業」の認証取得のため必要な設備の整備等を行うこと

エ 補助金の交付後も事業を継続すること

オ 事業を営むにあたって関連する法令及び条例等を遵守していること

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員等ではないこと

(2) 予算額 1,800万円（千葉県からの補助）

(3) 補助対象設備 アクリル板、二酸化炭素濃度測定器、加湿器 など

(4) 上限額 1店舗あたり 30万円

(5) 申請手続き 補助希望者は、ワンストップ窓口にて認証申請の事前相談を行い、調査員による現地確認を受けた上で、申請ください。